

その他、場合によって必要になる手続き

別紙「死亡の届出を終えられたご遺族の方への手続きのご案内」でご案内した窓口以外に、次の項目に該当する場合は、手続きが必要になる場合があります。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

福祉	☐ 障がい者福祉タクシー利用券を持っていた → 利用券の返還 ☐ NHK放送受信料の減免を受けていた → NHK松江放送局へ電話してください TEL 0852-32-0702 ☐ 恩給を受けていた → 総務省人事・恩給局へ電話してください TEL 03-5273-1400	福祉推進課 (1階)
児童福祉	☐ 保育所に入所中の子どもがいる、または入所申し込み中児童がいる → 世帯状況の確認及び保育料の納付方法の確認 ☐ 幼稚園に入園中の子どもがいる → 世帯状況の確認及び預かり保育料の納付方法の確認	保育幼稚園課 (1階)
	☐ 乳幼児等医療を受けていた → 資格証の返還、資格喪失手続き ☐ 子ども医療を受けていた → 資格証の返還、資格喪失手続き ☐ 児童手当を受けていた受給者、または手当の対象児童が亡くなった → 受給者の変更手続き(※)、手当額の改定手続き ※亡くなった日の翌日から15日以内に手続きが必要です ☐ しまね子育て応援パスポート(こっころ)の変更または返還手続き ※該当しない場合もあります ☐ 児童扶養手当(ひとり親世帯対象)の説明を受ける → 夫または妻が亡くなり、養育する子どもがいる → 手当を受けていた受給者、もしくは手当の対象児童が亡くなった ※該当しない場合もあります	子ども政策課 (1階)
教育	☐ 小・中学生の子どもがいる → 保護者名変更手続き	学校教育課(4階)
空き家	☐ 居住していた家屋が空き家になる → 空き家の維持・管理及び「いずも空き家バンク」の相談窓口 出雲市建築住宅課 空き家対策室 21-6210	空き家対策室 (5階)
生活	☐ 水道の使用名義人であった → 使用名義人の変更手続き(継続使用の場合) ※電話で手続きができます TEL:0853-21-3511 ☐ 水道の所有者であった → 所有者の変更手続き(異動届の提出が必要です) ☐ 水道の使用を中止する → 閉栓手続き ※電話で手続きができます TEL:0853-21-3511 ☐ 下水道使用料が人数制の世帯であった → 人数変更手続き ※電話で手続きができます TEL:0853-21-3511 ◆斐川地域及び島村町の方は斐川栄道水道企業団で手続き TEL:0853-72-8215	上下水道局 (地図参照)
農業者年金	☐ 農業者年金に加入していた → 死亡一時金の受け取り手続き (※該当しない場合もあります) ☐ 農業者年金を受けていた → 受給権者死亡届及び未支給年金請求手続き (※未支給請求は、該当しない場合もあります)	届出は、最寄りのJ A店舗です 市の問合せ先 農業委員会 事務局(5階)
農地	☐ 農地を所有していた → 相続した人からの農地を相続した旨の届出 (※法務局での相続登記が完了してからの手続きになります) (※本籍または国籍の確認ができる書類(写しでも可)の添付または提示が必要です。)	農業委員会 事務局(5階)
森林	☐ 森林(県が策定する地域森林計画の対象となっている森林)を所有していた → 森林を相続した旨の届出 (※相続登記が完了してからの手続きになります)	森林政策課 (5階)
交通	☐ まめながタクシーの利用者であった(斐川地域) → 登録者証の返却	交通政策課 (3階)

★マイナンバーカード・通知カードは他の手続きで必要となることがありますので回収いたしません。

- 【5階】
- 農業委員会
 - 空き家対策室
 - 縁結び定住課

- 【4階】
- 学校教育課
 - 環境施設課
 - 環境政策課

- 【3階】
- 防災安全課
 - 交通政策課
 - 広報課

- 【2階】
- 市民税課
 - 資産税課
 - 高齢者福祉課

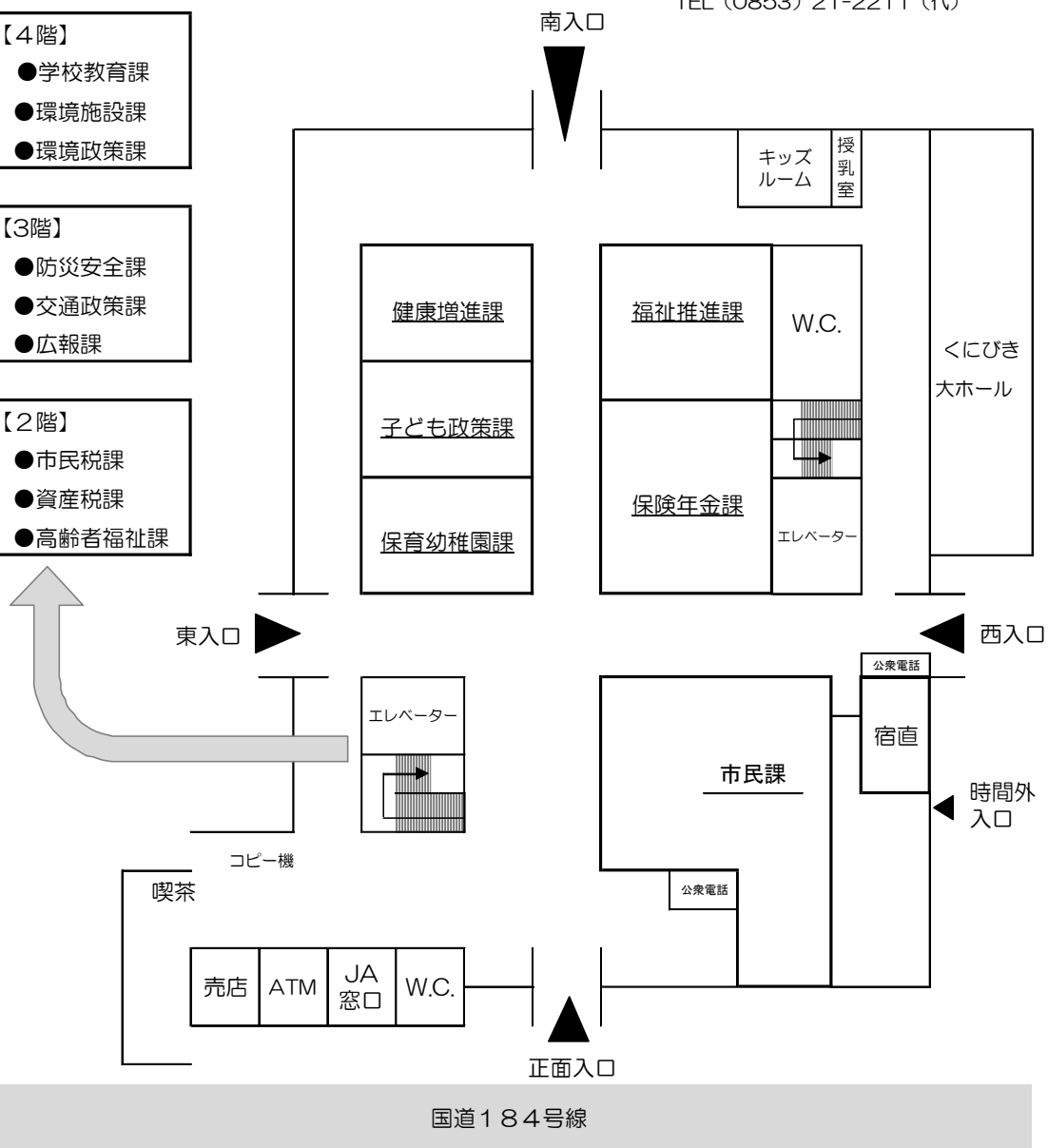
【本 庁】

出雲市役所

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

TEL (0853) 21-2211 (代)



【上下水道局】

出雲市上下水道局

〒693-0068

島根県出雲市姫原2丁目9番地1

TEL (0853) 21-3511 (代)